

分譲共同住宅環境性能表示基準

平成18年 3月 1日
一部改正 平成21年12月10日
一部改正 令和 4年 8月16日

1 分譲共同住宅環境性能表示の表示基準

分譲共同住宅環境性能表示は、条例第127条の10第1項に規定する特定分譲共同住宅建築主及び条例第127条の13第1項に規定する特定外分譲共同住宅建築主が、川崎市建築物環境配慮指針（平成18年3月1日川崎市告示第69号）で定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法で得られる評価に基づき、別表に掲げる基準により行う。

2 分譲共同住宅環境性能表示の様式

別記様式のとおりとする。

3 分譲共同住宅環境性能表示の表示方法の基準

- (1) 分譲共同住宅環境性能表示は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第92条の10に規定する広告（以下「広告」という。）の見やすいところに1箇所以上表示すること。
- (2) 分譲共同住宅環境性能表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。
- (3) 同一敷地内にある複数の分譲共同住宅を同一広告に掲載する場合は、分譲共同住宅ごとに分譲共同住宅環境性能表示を表示するものとし、分譲共同住宅と当該分譲共同住宅環境性能表示との対応関係が分かるように表示すること。ただし、同一の評価の分譲共同住宅が複数ある場合、同一の評価の分譲共同住宅については一つの分譲共同住宅環境性能表示によることができるものとする。
- (4) その他市長が別に定める基準による。

別表

C A S B E E 川崎による建築物の総合的な環境性能の評価結果		分譲共同住宅環境性能表示	
		項目	表示方法
建築物の環境品質・性能	Q-1 室内環境〔居住性〕	居住性	C A S B E E 川崎の評価結果におけるQ-1の評価点をレーダーチャートにより表示すること。
	Q-2 サービス性能〔機能性・耐用性〕	機能性・耐用性	C A S B E E 川崎の評価結果におけるQ-2の評価点をレーダーチャートにより表示すること。
	Q-3 室外環境（敷地内）〔緑・まちなみ〕	緑・まちなみ	C A S B E E 川崎の評価結果におけるQ-3の評価点をレーダーチャートにより表示すること。
建築物の環境負荷低減性	LR-1 エネルギー〔省エネルギー〕	省エネルギー	C A S B E E 川崎の評価結果におけるLR-1の評価点をレーダーチャートにより表示すること。
	LR-2 資源・マテリアル〔省資源・リサイクル〕	省資源・リサイクル	C A S B E E 川崎の評価結果におけるLR-2の評価点をレーダーチャートにより表示すること。
	LR-3 敷地外環境〔周辺への配慮〕	周辺への配慮	C A S B E E 川崎の評価結果におけるLR-3の評価点をレーダーチャートにより表示すること。
建築物の環境性能効率	C (0.5 > BEE)	総合評価	★★★★★
	B ⁻ (0.5 ≤ BEE < 1.0)		★★★★★
	B ⁺ (1.0 ≤ BEE < 1.5)		★★★★★
	A (1.5 ≤ BEE < 3.0)		★★★★★
	S (3.0 ≤ BEE)		★★★★★

備考 C A S B E E 川崎は、建築物環境配慮指針（平成18年3月1日川崎市告示第69号）で定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法として、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターによる建築総合環境性能評価システム（C A S B E E）のうち、C A S B E E - 新築（簡易版）に準じて別に定めるものをいう。

別記様式



寸法

分譲共同住宅環境性能表示の大きさは、書面による場合、縦 37 ミリメートル以上、横 60 ミリメートル以上とすること。

色指定

カラーの場合（4色分解による色指定）	白黒の場合
基本（緑） （C:96%、M:4%、Y:100%、K:1%）	基本（スミ 100%） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%）
レーダーチャートスコア領域（黄緑） （C:40%、M:4%、Y:96%、K:0%）	レーダーチャートスコア領域（薄灰） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:20%）
未得点星印（薄灰） （C:23%、M:16%、Y:13%、K:2%）	未得点星印（薄灰） （C:0%、M:0%、Y:0%、K:20%）
黒文字 （C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%）	黒文字 （C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%）
白文字 （C:0%、M:0%、Y:0%、K:0%）	白文字 （C:0%、M:0%、Y:0%、K:0%）

附 則

この指針は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年川崎市告示第 638 号）

この改正指針は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年川崎市告示第 452 号）

この改正指針は、令和 4 年 8 月 16 日から適用する。